

# 明るい大山

2011年7月号

発行 日本共産党大山町委員会  
連絡先 大山町坊領 304 大森正治  
Tel(兼Fax) 53-4674

6月

議会  
から

## 国保税の納付回数、 なぜ増やせない？

国民健康保険税は、高く払うのに四苦八苦するというのが、多くの町民の実情です。それを少しでも払いやすいようにするのが、行政の務めでもあり、町民の立場に立ったやりがいのある行政活動ではないでしょうか。

それを次の理由で、納付回数を増やさないと言います。

- 合併して6年、税金や保険料の納付は定着している。
- 回数を増やすと二重納付や督促状の誤送付等の発生が考えられる。
- 収納事務が複雑になる。納付回数と収納率に因果関係はない。
- 4回の納付が困難な人には、分納制度で対応している。

このように、行政側の都合を優先して、納付者の立場を十分考慮しないのは、本末転倒です。

西部地区の中で、4回納付は大山町のみ、他の市町村は8～10回です。他の市町村でできていることが、なぜ大山町ではできないのでしょうか？

町民Kさんの声  
「1回分の支払いが半分になれば、だれが考えても払いやすいな。」

分納制度を利用しているHさんは「督促料をなぜ取られるのかわからぬ。取らないでほしい。」

## 大きな経済効果

### 1千万円を追加

県内では、琴浦町、北栄町に次いで創設された大山町の住宅リフォーム助成制度（本町では「個人用住宅等改善助成制度」）。2月に始まって、5カ月が過ぎました。

当初 1000 万円の予算が組まれましたが、5月末で底をついたとのこと。そこで、6月議会に補正予算が上程され、さらに 1000 万円上積みされることになりました。

### 10 倍以上の波及効果

担当課の観光商工課によると、5月末で134件助成し、工事費は1億2千万円、6月で70件を超える申請があり、総工事費は2億円にもなるとのこと。

つまり、予算に対して10倍以上の経済波及効果が上がっているということです。

工事費と助成のお金が、すべて町内で循環しているということですから、この制度は町内経済の活性化に大いに貢献しているといえます。

町内の業者さんにとっては好評ですが、住民のみなさんにとっては、やや不満な点があるようです。その点は、今後改善することによって、より良い制度に育てていくことが大切でしょう。

町の住居リフォーム支援事業



観光商工課長の話  
「地域経済への波及効果が大きい。町民のみなさんにとっては、住環境の改善に役立つ。」

## 原発ゼロをめざして

～原発災害は異質なモノ～

東日本大震災のなかでも、特に福島第1原子力発電所の災害では、周辺の人々は地震・津波・原発の3重苦を背負わされ、原発災害は未だに収束の見通しがついていません。それどころか、放射能はかなり広範囲に飛散していることが判明したり、最近では、高濃度の放射能に汚染された福島や宮城の稲わらを食べた肉牛の出荷が大きな問題になっていたりしています。

福島第1原発の爆発以来進行している様々な事態は、原発災害がいかにも恐ろしいものか、他の災害とは異質な危険をもつものであるかを示しています。

～原発からのすみやかな撤退を～

日本共産党は、約50年前、原発が日本に設置される当初から、「原発の安全性は技術的に未完成」であるとして反対してきました。そして、「安全神話」が崩れた今、原発からすみやかに撤退して自然エネルギーへ転換すべきと主張しています。

島根原発から約40～55kmの

～大山町もよそ事ではない～



その観点から、大森議員は一般質問で4点について町長の考えを質しました。

- ①エネルギー政策の基本的な考えは？  
町長：国が責任を持って遂行していくもの。国のエネルギー政策有識者会議の動向を注視していきたい。
- ②もし島根原発が事故を起こしたら、町民を守るためにどう対処を？
- ③中電へ、島根原発の廃止・安全協定の締結・3号機の建設中止・プルサーマル計画の中止等を西部市町村や県と連携して求めないか？

町長：国、県、近隣市町村と協力して対処すべき問題。  
中電へは西部9市町村で5月20日に要望書を提出した。回答はまだない。

本町も放射線量を定点観測する方針。

- ④原発災害に備えて、町の防災計画を見直すべきでは？

町長：本年度に見直しを行う。

# 子どもの未来と町議会のあり方を問う…

## 陳情は不採択にすべきだった

教育民生常任委員会に、次のような陳情が出されました（陳情要旨）。

陳情者  
教育を考える鳥取県民の会  
代表 草瀬宣輝

中学校で使用する新しい教科書の採択に関する陳情  
：県西部採択協議会  
においては、歴史教科書及び公民教科書に關し、改正教育基本法及び新学習指導要領の趣旨を踏まえた公正かつ適切な教科書採択を実施されるよう要望します。



陳情者は、「改正」された教育基本法などの趣旨を踏まえた教科書の採択を求めています。しかし、陳情者は同常任委員会に「新しい歴史教科書をつくる会」（以下「つくる会」）がかかわる歴史と公民の教科書を持参したり、「つくる会」のパンフ（上の写真）を配布したりしました。つまり、「つくる会」の教科書を採択してほしいという意図のもとにこの陳情が出されたことは明白です。

結果的には、「陳情要旨を素直に読めば、不採択にする理由はない」という素直でない理由で、委員会では4：1で採択されました。（反対は大森議員のみ）※本会議では2名が反対

### 権限のないものを議決してはならない

この陳情は、どこかに意見書を上げてほしいというものでもないし、議会が「教科書採択を実施」する権限もありません。だから、受付けないか、「議会の権限に属しない事項にかかるものは、不採択にするほかない」と「議員必携」が述べているように、不採択にすべきでした。

### ここが問題、「つくる会」の歴史・公民教科書

主な点

- 太平洋戦争を「大東亜戦争」と記し、アジア解放の戦争だったと侵略戦争を美化している。
- 主権者は天皇かと思われる程、天皇に関する記述が多い。架空の神武天皇を初代天皇と記述。天皇に絶大な権力が集中していた大日本帝国憲法（明治憲法）を賛美。
- 「韓国併合」を正当化している。
- 基本的人権よりも国家や社会の秩序を優先させている。
- 女性差別の実情は何も取り上げてない。
- 原発の危険性について、具体的には全く触れてない。
- 明治憲法下や他国の徴兵制を強調し、憲法9条を「改正」する方向に誘導している。

大森議員は、処分要求を出す前日に、会議録の開示を岡田委員長に求めたが、許可されなかった。

このような不適切な教科書を子どもたちに渡すことはできません。真実を学ぶことこそ、子どもの権利であり、正しい知識と判断力をつける基本だからです。

## 事実と違う誹謗・中傷が「言論の自由」とは?!

左記の陳情の審査中に、鹿島議員から次のような発言が…

「…日教組の教育と共産党その他のアカ教育がしっかり入っておって、教員の中の偏った職員組合が、教科書から出した、組合運動でだして、まさに日本をどうするかちゅうところまで、落ち込んだというのが本当の話なんです。…」（会議録より）

公式な場でなされたこの発言は極めて重大です。「日本を落ち込んだ」のは、「日教組の教育と共産党その他のアカ教育」だという、歴史的事実に反した発言は、誹謗・中傷そのものです。しかも、「アカ」という差別的で時代錯誤な言葉を使って…。

鹿島議員の発言とは逆に、日教組も日本共産党も戦後、民主主義の発展と基本的人権や平和の推進に大いに貢献してきたのは歴史的事実です。日教組の元組合員でもあり、現に日本共産党の党員でもある大森議員が、侮辱を感じるのは当然であります。

そこで、大森議員は、法律にもある当然の権利として、**懲罰動議(処分要求)を提出**したのです。

懲罰の事由の一つに「無礼の言葉の使用」があります。「無礼の言葉」とは「自己の意見や批判の発表に必要な限度を超えて、議員その他の関係者の正常な感情を反発する言葉をいう（昭和25年札幌高裁判決）」という判例があります。

そうしたら、鹿島議員から「言論の自由」として主義主張をするのは当然で、懲罰動議を出されたのは名誉を傷つけられ侮辱されたとして、**逆に処分要求を提出**。

### 理不尽な決定が

ところが、懲罰委員会（小原委員長）が設置され、審査の結果、鹿島議員には懲罰を科すべきでなく、大森議員に懲罰を科するという信じがたい結論が…。その理由は…

鹿島議員は個人的な主義、主張を述べているもの大森議員を直接に侮辱する発言とは認めがたく、鹿島議員の発言内容に誤認もあるため、処分要求の要件に当たらない。

大森議員の処分要求は、鹿島議員の発言内容を確認しないまま、発言を曲解して行われたものであると共に、議会での言論の自由を尊重する態度に欠けた行為である。と。

その結果、大森議員のみに戒告が行われ、23日の本会議で大森議員は「納得できない」と反論しましたが、採決の結果、賛成多数（反対3名）で可決されました。

いかに「言論の自由」とはいえ、事実と違う誹謗・中傷は議会の品位にかかわることです。そして、この処分決定は、一方的であり、議会制民主主義にかかわる重大な問題です。